

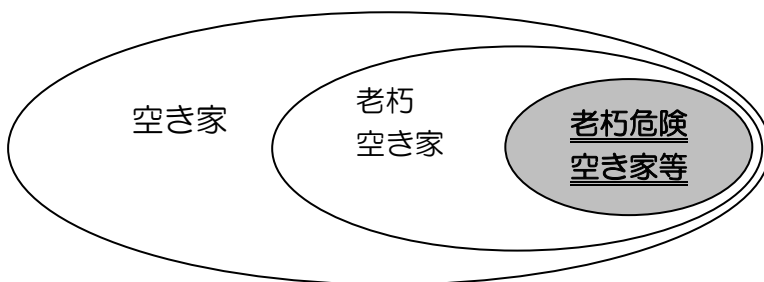
八代市老朽危険空き家等除却促進事業のお知らせ

## 老朽化した危険な空き家の解体を応援します。

八代市では、老朽危険空き家等の除却を促進し、市民生活の安全・安心と生活環境の保全・改善を図ることを目的として、空き家の解体を行う方にその費用の一部を補助します。

**事業（補助）の対象となる建物** （事前調査による老朽度判定を実施します。）

八代市内に存在する「老朽危険空き家等」に該当する建物です。  
事業対象となる建物は、住宅、兼用住宅及びその附属する建物です。（共同住宅・寄宿舍・下宿者・賃貸目的の住居・長屋※を除く）※長屋で区分所有により所有されている場合は該当します。



【事前調査】申込受付期間

令和7年6月2日（月）

～

令和7年9月30日（火）

一老朽危険空き家等一

- ・倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があるもの。
- ・近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性があるもの。
- ・概ね1年以上、常時無人の状態、管理不全であるもの。
- ・構造や設備が著しく不良であり、居住の用に供することが著しく不適当なもの。  
（例えば、屋根や外壁、基礎が壊れていたり住宅が傾いていたりする様な状態のものをいいます。）

**補助金の額（補助対象工事費の1/2程度）**

**上限：60万円まで**

計算式：補助対象工事費×8/10×2/3

例：補助対象工事費100万円の場合

$100 \times 8/10 \times 2/3 = 53.2 \rightarrow$  補助金額 53.2万円（千円未満切り捨て）

**事業を利用できる方**（注意：ただし、市税の滞納が無いことが条件です。）

- |            |               |
|------------|---------------|
| ■所有者       | ■敷地の所有者       |
| ■所有者の相続権利者 | ■敷地の所有者の相続権利者 |
| ■管理者       | ■敷地の管理者       |

**建物所有者以外の方の申し込みの場合は、建物所有者の同意が必要です！**

建物所有者本人が申し込みされる場合以外は、建物所有者の除却同意書が必要です。  
所有者または相続権利者が複数の場合で事前調査をお申込みの際は、共有者の同意を得ておいてください。

※その他詳しいことは、住宅課へお問い合わせ下さい。